

高等教育の在り方に関する特別部会「中間まとめ」に対する見解 —私大淘汰政策を中止し、私大振興政策に立ち戻ることを求める—

2024年9月29日
日本私大教連中央執行委員会

2023年9月に盛山文部科学大臣は、中央教育審議会(以下「中教審」という)に「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について」という諮問を行いました。その内容は、①2040年以降の社会を見据えた高等教育の目指すべき姿、②今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた、地域における質の高い高等教育へのアクセス確保の在り方、③国公私の設置者別等の役割分担の在り方、④高等教育の改革を支える支援方策の在り方、の4つです。この諮問の受け皿として中教審大学分科会に、高等教育の在り方に関する特別部会(以下「特別部会」という)が設置され、2024年8月8日に「中間まとめ」を公表しました。

計8回の審議の過程において、高等教育に対する政府支援の貧困さや地方大学の地域社会における必要性を指摘する意見など、重要な指摘がみられたものの、中間まとめにはこれらについての具体策は盛り込まれず、「少子化の進行に合わせた規模の適正化」についてのみ具体的な施策が展開されています。現在すでに進められている私立大学、特に地方私大や中小私大の淘汰・選別を正当化し、さらに加速しようとしているのです。

以下に、日本私大教連の見解を示します。

1. 「中間まとめ」の問題点

高等教育の現状認識について「中間まとめ」は、政府がすすめてきた高等教育政策(「量的拡大」、「質」の維持、修学支援、公的な財政的支援等)を肯定的に評価し、進学率全体を引き上げようという方向性を示さず、高学費に対する反省もなく、急速な少子化の進行が高等教育の「危機」であり、「私大の撤退やむなし」という基本的な立場に立っています。

(1) 諮問事項①について

諮問事項①「2040年以降の社会を見据えた高等教育が目指すべき姿」では、「知の総和」(人の数×能力)の維持・向上ができる質の高い教育を行う、少子化の進行にあわせて高等教育の規模を適正化しようとしています。これは少子化という事実を追認するだけで、少子化の大きな原因となっている家計の重い教育費負担などの社会問題を解決しようとする姿勢はありません。

(2) 諮問事項②について

諮問事項②「今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた、地域における質の高い高等教育へのアクセス確保の在り方」では、まず「(1)教育研究の『質』の更なる高度化」を挙げています。このなかの「学修者本位の教育」については、具体策として「卒業後の進

路や学生の満足度等を含めた各高等教育機関の自律的な情報発信」「全国学生調査への参加率向上のためのインセンティブ設定」を挙げています。これらは、大学と学生の序列化と人材情報の提供を促進しようとするものであり、大学という機関が有する社会的価値への評価と高等教育における学びの本質を歪めるものです。

また高等教育機関・大学観については、教育基本法第7条第1項「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するもの」を引用するものの、これを「大学には、教育、研究、社会貢献の役割が明示されている」と矮小化し、社会(=企業)への役立ちを強調する根拠にしています。教育基本法は、大学の本質的な役割を述べ、これをもって社会の発展に寄与するのであって、企業に役立つかどうかを問題にしてはいません。また第2項「大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。」は取り上げられず、高等教育の在り方の基本である学問の自由と大学の自治を尊重することの今日における必要性・重要性については一切言及がありません。

「(2) 高等教育全体の『規模』の適正化」では、従来政府文書にみられた「定員割れ大学は質の低い大学である」と決めつける記述こそ見られなかったものの、私大助成、大学等修学支援制度、学部改編等において導入されている定員割れ私大への制裁を解除する方向は示されていません。わずかに「収容定員の引下げに対する大学等の忌避感の緩和のための仕組みの構築(一定の条件を満たす場合に一時的に減少させた定員を一部又は全部戻すことを容易にする仕組みの創設等)」とありますが、具体的ではありません。定員割れ私大に対する制裁措置を梃子にして、連携、再編・統合、縮小・撤退を進める大学には財政支援を行うという私大淘汰政策が強化されています。「規模の適正化」とは、私立大学に対する定員引き下げや再編・撤退を迫ることなのです。

「(3) 高等教育への『アクセス』確保」では、「地理的観点からのアクセス確保」策として、大学間や自治体、地域社会などとのコーディネーターとなる人材の育成・配置等の枠組みの整備を挙げています。こうした枠組みの整備を地方自治体に押し付けようとしています。しかし地方交付税交付金の対象を私大支援や修学支援に拡大するなど、地方自治体に大学振興の役割を果たさせるために必要な国の財政支援については、検討も言及もされていません。「社会経済的観点からのアクセス確保」として、経済的に困難な学生の修学支援を取り上げています。憲法第26条1項「教育を受ける権利の保障」、教育基本法第4条3項「機会均等を実現するための国及び地方公共団体の責務」に言及しているにもかかわらず、具体的方策が皆無に等しいことは問題です。

(3) 諮問事項③について

諮問事項③「国公私の機関別・設置者別等の役割分担の在り方」については、新しい検討はなされていません。

(4) 諮問事項④について

諮問事項④「高等教育の改革を支える支援方策の在り方」については、少子化が更に進

行する中で、将来を見据えた意欲的な教育・経営改革を行う大学等への重点支援の強化が従来と同様、強調されています。国際的に著しく少ない高等教育機関への公的支援や修学支援については、「引き続き議論をしていく」として先送りされています。しかし、多くの委員から、高等教育への国の財政支出を増額すべきであり、このことを中教審から発信すべきという意見も出されています。最終答申には、国の財政支出を増額すべきであることを明確に盛り込むべきです。

結局のところ、「中間まとめ」のなかで、今後影響力をもっていく内容は、高等教育全体の規模の適正化として、すでに行われている私大、とくに地方私大や中小私大に対して行われている淘汰政策の強化と加速化です。

2. 今後の審議に対する要請

日本私大教連は、2024年4月22日に特別部会に対して、①居住地域に関係なく高等教育を受けることを保障すること、②国際公約の高等教育の漸進的無償化実現への道筋を示すこと、③地方と都市の進学格差の是正、④国立大学に比べ貧困な私大助成の拡充、⑤修学支援制度の拡大、⑥定員割れ私大排除策(私大助成の減額・不交付、新学部・新学科申請での制限、修学支援制度などの除外)の中止などを要請しましたが、正面から検討されることはなく、「中間まとめ」には盛り込まれませんでした。また特別部会に対して、日本私大教連へのヒアリングの実施を求めましたが、現在までのところ、行われていません。

中教審は、この「中間まとめ」を2024年度内に答申としてまとめていくとしています。中教審は、高等教育政策全体について、政府に対して意見を述べるという責任を負っています。日本私大教連は、中教審が政府に対し、少子化をもたらしている社会問題の解決と高等教育の果たしている役割について大局的な判断を示すとともに、私立大学への淘汰政策を中止し、振興政策に立ち戻るよう、毅然とした意見を表明することを求めます。